

相談支援連絡会

～ひとりで抱え込まないために～

相談支援に係るQ & A (半田市における細部のルール)

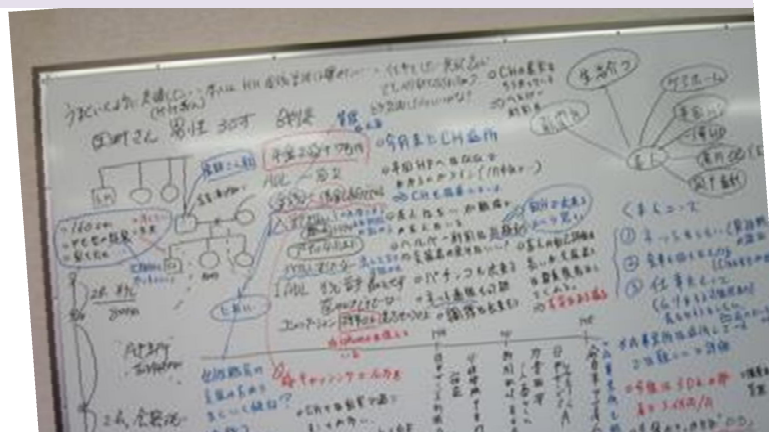
※サービスの追加・変更におけるサービス専用計画書の提出について※

Q1 平成27年3月までの経過措置期間であって、また計画作成が済んでいない方について、現在利用しているサービスでの増減がある場合サービス専用計画書の作成を必要とするのか？

A1 経過措置期間にあつては、計画的にすべてのサービス利用者のサービス計画を作成していただくために2年間に分けて順次計画作成を依頼している。どの事業所においても、依頼のあったサービス専用計画書の作成でいっばいであるため、また計画作成の時期に当たっておらず、現在利用しているサービスの増減のみの場合はサービス専用計画書がなくても変更を行うものとする。
【ただし、担当窓口で本人や家族との面談の結果、現時点から相談支援事業所の関与を必要と判断するものについては、計画作成を依頼するものとする。】
現在使っているサービス以外のサービスを新たに使う場合には、本人の状況や家庭環境等が大きく変化したものと考え、サービスの追加にあたり、サービス専用計画書の提出をお願いするものとする。

Q2 不定期な通院が見込まれる場合、どのように計画に明記したらよいのか？

A2 2週に1回の通院の場合等は、月に3回通院があることも見込んで、「通院介護2週に1回3時間×3回=9時間」と福祉サービス等 種類・内容・頻度の欄に記入する。また、毎月モニタリング【自分でサービスの調整が難しい知的障害・精神障害の一人暮らし等】の家庭であつて、緊急時が来時見込まれる場合には、サービス専用計画書の通院介護を含む行の「その他留意事項」の欄に「原簿専科調不良の理由により緊急に通院介護を必要とする際は、半田市地域福祉課に一筆を入れて対応する。」その場合のサービス専用計画書の提出は必要としない。



地域の資源をみんなの資源に・・・
ルール・仕組みの確認や事例検討、
学びあう場づくり♪

